

関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の3第1項前段（輸入申告の特例）又は第67条の19（輸入申告の特例）の規定の適用を受ける法第67条（輸出又は輸入の許可）及び第43条の4（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）の規定による検査の権限に係る処分の対象となる事項の所轄の特例を制定し、平成29年10月8日から適用することとしたので下記のとおり公告する。

これに伴い、認定通関業者が行う輸出入通関事務に係る所轄の特例について（平成29年8月31日付揭示第33号）については、平成29年10月7日限りで廃止する。

なお、この公告の適用の際、既に法令等の規定による申告・申請が受理され、かつ、これに対しての許可・承認が未了のものについては、なお従前の例による。

平成29年10月6日

大阪税関長 高木 隆

記

- 1 関税法第67条の3第1項前段又は第67条の19による申告が行われる税関官署（以下「申告官署」という。）と当該申告に係る貨物が蔵置されている保税地域等を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）が異なる場合において、当該貨物につき法第67条の規定による検査が必要と認められるときは、蔵置官署が検査の権限に係る処分の対象となる事項を所轄するものとする。ただし、旅客又は乗組員の携帯品、別送品又は託送品の通関手続に係る権限のうち、税関出張所（大阪外郵出張所を除く。）における検査の権限に係る処分の対象となる事項については、本関が所轄するものとする。
- 2 申告官署の長が自ら関税法第67条の規定による貨物の検査を行う必要があると認めるときは、自ら検査することを妨げない。
- 3 前記1及び2は、次に掲げる場合において準用する。
 - (1) 法第43条の3第3項（法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）において第67条の3第1項及び第67条の19の規定を準用する場合
 - (2) 法第75条において第67条の3第1項の規定を準用する場合